

## 法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。【設問 1】および【設問 2】は、相互に独立した問題である。

### 【事例】

1. Aが、甲税務署長（T）に、納税申告書（以下「本件申告書」という。）を提出したところ、Tは、本件申告書に記載された税額に誤りがあるとして、国税通則法 24 条により増額更正処分（Aが納付すべき税額を、Aの申告にかかる金額よりも増額して確定する行政処分。以下「本件更正処分」という。）をした。

Aは本件更正処分に納得せず、本件更正処分によって確定された税額のうち、本件更正処分による増額分を、Tの督促を受けても納付しなかった。Tは、Aが納付すべき税額を強制徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47 条以下による滞納処分をすることとし、登記簿上Aの名義となっている不動産（以下「本件不動産」という。）につき、徴収法 47 条 1 項によつて差し押された（以下「本件差押処分」という。）。Tは、本件不動産を徴収法 94 条 1 項により公売に付すことを予定している。

### 【設問 1】

上記の【事例】1 に加えて、以下の 2 の事実を前提として、本件差押処分の違法性につき、Aの主張と国の反論のいずれが妥当であるかについて、具体的な理由とともに述べなさい。（配点 30 点）

2. Aは、本件申告書の内容に誤りはなく、本件更正処分は違法であるから、本件更正処分を前提として行われた本件差押処分も違法であると主張し、国を被告として、本件差押処分の取消訴訟を適法に提起した。これに対し、国は、本件更正処分が仮に違法であったとしても、本件更正処分の違法性は本件差押処分に承継されないから、Aの主張は失当であると反論している。

### 【設問 2】

上記の【事例】1 に加えて、以下の 3 の事実を前提として、本件差押処分の違法性につき、Bの主張と国の反論のいずれが妥当であるかについて、具体的な理由とともに述べなさい。（配点 20 点）

3. 本件不動産は、本件更正処分の約 1 年前に、B が A から買い受けており、それ以来、登記簿上は A 名義のままであったが、B が所有していた。B は、本件差押処分は、A に対する滞納処分であるにもかかわらず B の所有する不動産を差し押されたものであるから違法であると主張し、国を被告として、本件差押処分の取消訴訟を適法に提起した。これに対し、国は、国が滞納処分として差押えをする関係にも民法 177 条が適用されるから、本件不動産の真実の所有者が B で

あったとしても、そのことを理由に、本件差押処分がただちに違法になるとはいえないと反論している。

なお、国税通則法および徴収法の抜粋を【参照条文】として掲げるので、適宜参照しなさい。

### 【参照条文】

#### ○国税通則法（抜粋）

（更正）

第 24 条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

#### ○国税徴収法（抜粋）

（差押の要件）

第 47 条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないとき。

二 (略)

2、3 (略)

（公売）

第 94 条 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならぬ。

2 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならない。